

CBAM関連の規則・委任規則・実施規則

2025年12月11日

EY新日本有限責任監査法人

目次

1. CBAM関連の規則、委任規則、実施規則の全体像	p.3
2. 委任規則（採択済）および実施規則案（非公式文書）の詳細	p.13
2-1. 無償割当調整に関する実施規則案	p.14
2-2. 体化排出量の検証に関する委任規則および実施規則案	p.21
2-3. CBAM証書価格の計算・公表に関する実施規則案	p.25
3. 他国のCBAM関連の進展状況（タイ）	p.27

1. CBAM関連の規則、委任規則、実施規則の全体像

1. CBAM関連の規則、委任規則、実施規則の全体像

CBAM規則および、その下で作成される各種規則の官報掲載までの手順

- CBAM規則 ([2023/956](#)) および簡素化法 ([2025/2083](#))において、欧州議会とEU理事会は委任規則や実施規則を採択する権限を欧州委員会に付与している。

委任規則：欧州委員会が公開協議や専門家会合で意見を集め草案を作成し採択後に欧州議会・EU理事会へ通知。2か月間異議がなければ官報に掲載。

実施規則：欧州委員会が公開協議や専門家会合で意見を集め草案を作成しComitology委員会で加盟国代表による審査と過半数の賛成を得た後、欧州委員会が採択し官報に掲載。

分類	CBAM 関連法番号	提案採択			法案採択		署名	官報掲載
		欧州委員会	欧州議会の 関連委員会	欧州議会	欧州議会	EU理事会		
規則 Regulation	2023/956	2021/7/15	2021/12/8 2022/4/28	2022/6/8,22	2023/4/18	2023/5/10	2023/5/10	2023/5/16
規則 Regulation	2025/2083	2025/2/27	2025/4/29	2025/5/22	2025/9/10	2025/9/29	2025/10/8	2025/10/17



1. CBAM関連の規則、委任規則、実施規則の全体像

欧洲委員会による採択予定の規則、委任規則、実施規則

- 欧州委員会は今後、1つの規則、1つの委任規則、8つの実施規則の採択を予定である。
- うち6つの実施規則についての草案はComitology委員会に提出済みで、うち3つの文書が業界に開示されている。

EY 整理	イニシアチブ名称*	規則、委任規則、実施規則草案名称の一部	Comitology 委員会提出	分類			採択想定期	
				規則	委任	実施	2025	2026
1	CBAM – downstream extension, anti-circumvention and rules on electricity emissions	開示なし	N/A	○			4Q	
2	CBAM certificates – sale and repurchase	開示なし	N/A		○			1Q
3	CBAM certificates – adjustment of obligation to surrender them to take account of free ETS allowances	the calculation of the free allocation adjustment to the number of CBAM certificates to be surrendered (Text with EEA relevance) *開示草案あり	2025 11/19			○	4Q	
4	CBAM methodology for the definitive period starting on 1 January 2026	the methods for the calculation of emissions embedded in goods	2025 11/21			○	4Q	
5	CBAM – carbon price paid in a third country	開示なし	未提出			○		1Q
6	Carbon pricing – accreditation of verifiers and verification principles	the application of the principles for verification of declared embedded emissions *開示草案あり	2025 11/19			○	4Q	
7	Amendment of the Implementing Act on the CBAM Registry	the amending and correcting Implementing Regulation (EU) 2024/3210 as regards the CBAM registry	2025 11/19			○	4Q	
8	Rules for customs procedures and for communication requirements on import data	regards the information communicated by customs authorities	2025 11/19			○	2024 4Q	
9	なし	regards the calculation and publication of the price of CBAM certificates *開示草案あり	2025 11/19			○		
10	なし	regards the conditions and procedures related to the status of authorised CBAM declarant	2025 11/19			○		

*EUの「Have your say」に掲載のイニシアチブは、欧州委員会が新しい法令や規則を作成する際に市民・関係者から意見やフィードバックを募集するための公式プロセス。場合によってはイニシアチブ無のケースもあり

1. CBAM関連の規則、委任規則、実施規則の全体像

欧洲委員会による採択済の委任規則、実施規則

- 欧州委員会はこれまで1つの委任規則と4つの実施規則を採択済み。うち4つは官報掲載済みである。

EY 整理	イニシアチブ名称	委任/実施規則名称	分類			採択日	法令番号等	官報 掲載
			規則	委任	実施			
11	Conditions for granting accreditation to verifiers	supplementing Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and of the Council by specifying the conditions for granting accreditation to verifiers, for the control and oversight of accredited verifiers, for the withdrawal of accreditation and for mutual recognition and peer evaluation of accreditation bodies		<input type="radio"/>		2025 11/20	C/2025/7845 *1	
12	Carbon emissions pricing for goods entering the exclusive economic zone of Member States – detailed rules	Commission Implementing Regulation (EU) 2025/2210 of 31 October 2025 laying down rules for the application of Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and of the Council as regards goods and processed products brought to the continental shelf or the exclusive economic zone of Member States			<input type="radio"/>	2025 10/31	2025/2210	2025 11/3
13	Authorising CBAM declarants	Commission Implementing Regulation (EU) 2025/486 of 17 March 2025 laying down rules for the application of Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and of the Council as regards the conditions and procedures related to the status of authorised CBAM declarant			<input type="radio"/>	2025 3/17	2025/486	2025 3/18
14	Establishment of CBAM Registry	Commission Implementing Regulation (EU) 2024/3210 of 18 December 2024 laying down rules for the application of Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and of the Council as regards the CBAM registry			<input type="radio"/>	2024 12/18	2024/3210	2024 12/30
15	EU Green Deal – reporting obligations during the transitional period of the CBAM	Commission Implementing Regulation (EU) 2023/1773 of 17 August 2023 laying down the rules for the application of Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and of the Council as regards reporting obligations for the purposes of the carbon border adjustment mechanism during the transitional period (Text with EEA relevance)			<input type="radio"/>	2023 8/17	2023/1773	2023 9/15

*1: 12月3日欧州議会ENVIは欧州委員会の採択に異議をとなえないことを決定済み。欧州議会、<https://www.europarl.europa.eu/cmsdata/300926/2025-12-03%20votes.pdf> (2025年12月3日)

1. CBAM関連の規則、委任規則、実施規則の全体像

(参考) Comitology委員会（CBAM委員会）における実施規則の議論状況

- 全8回のCBAM委員会を経て4つの実施規則の投票を実施し、いずれも過半数の賛成を得ている。
- 第9回（11月24～26日）の議事録は現状未開示だが、7つの実施規則の提出と5つの実施規則への投票が行われている。

開催数	開催日	実施規則に関するフィードバック/投票
第1回	2023年6月20日	✓ なし
第2回	2023年7月13日	✓ 移行期間中の報告規則案の投票（賛成21、棄権4、欠席2）。正式採択へ (EY整理No15)
第3回	2023年10月19日	✓ なし
第4回	2023年12月13日	✓ なし
第5回	2024年1月24日	✓ なし
第6回	2024年11月21日	✓ 認定CBAM申告者の条件・手続きに関する実施規則案に関するコメント、フィードバック ✓ CBAMレジストリに関する実施規則案に関するコメント、フィードバック
第7回	2024年12月12日	✓ 認定CBAM申告者の条件・手続きに関する実施規則案の投票（賛成16、棄権3、反対2、欠席6）。2025年1月に再投票へ ✓ CBAMレジストリに関する実施規則案の投票（賛成26、棄権0、欠席1）。正式採択へ (EY整理No14)
書面手続き	2025年2月7日～21日	✓ 認定CBAM申告者の条件・手続きに関する実施規則案への加盟国からのフィードバックと投票（賛成27）。正式採択へ (EY整理No13)
書面手続き	2025年9月9日～23日	✓ 加盟国の大陸棚または排他的経済水域に持ち込まれる物品および加工製品に関する実施規則案への加盟国からのフィードバックと投票（賛成26、棄権0、欠席1）。正式採択へ (EY整理No12)
第9回	2025年11月24日～26日	✓ 11月19日にComitology委員会に提出された7つの実施規則案への加盟国からのフィードバックと投票（12月2日時点での議事録未開示）

出典：CBAM委員会、["C127000 - Comitology Register"](#)、n.d.

(参考) 第9回CBAM委員会で議論された実施規則と投票の有無

- 7つの実施規則草案が提出され、うち5つの実施規則は1~2回の修正と投票が行われている。

EY 整理	実施規則草案名称	書類No	草案バージョン			投票 有無
			1	2	3	
3	COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) .../... of XXX laying down rules for the application of Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and of the Council as regards the calculation of the free allocation adjustment to the number of CBAM certificates to be surrendered (Text with EEA relevance)	D111238/01	<input type="radio"/>	N/A	N/A	×
4	COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) .../... of XXX laying down rules for the application of Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and the Council as regards the methods for the calculation of emissions embedded in goods	V111447/01 D111303/01	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	N/A	○
5	COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) .../... of XXX on the application of the principles for verification of declared embedded emissions pursuant to Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and of the Council	V111464/01 D111231/02 D111231/01	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	N/A	○
7	COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) .../... of XXX amending and correcting Implementing Regulation (EU) 2024/3210 as regards the CBAM registry	D111239/02 V111568/01 D111239/01	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	N/A	○
8	COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) .../... of XXX laying down rules for the application of Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and of the Council as regards the information communicated by customs authorities	D111236/01	<input type="radio"/>	N/A	N/A	×
9	COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) .../... of XXX laying down rules for the application of Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and of the Council as regards the calculation and publication of the price of CBAM certificates	V111441/01 D111230/02 D111230/01	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	○	○
10	COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) .../... of XXX amending and correcting Commission Implementing Regulation (EU) 2025/486 laying down rules for the application of Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and of the Council as regards the conditions and procedures related to the status of authorised CBAM declarant	V111446/01 D111237/01	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	N/A	○

1. CBAM関連の規則、委任規則、実施規則の全体像

(参考) EU法のうち二次法の全体像

- EU法においてEU機関が採択する法令を二次法と呼び、二次法には欧州議会とEU理事会が共同採択する立法措置（規則、指令、決定）と、それ以外の非立法措置（決定、実施規則、委任規則、勧告、意見）がある。
- CBAMでは2本の規則が決定しており、規則の下に定められる実施規則、委任規則の議論が進められている。

EU法のうち二次法の分類		法的拘束力	概要	法的根拠	用語集出所
立法措置 (Legislative acts)	規則 (Regulation)	あり	全面的な拘束力を持ち、すべての加盟国に直接適用されるもの	・ TEEU288 ・ TFEU289	Regulation - EUR-Lex
	指令 (Directive)		達成すべき成果について対象となる各加盟国に拘束力を持つが形式や方法の選択は各國当局に委ねるもの	・ TEEU288 ・ TFEU289	Directive - EUR-Lex
立法措置 /非立法措置	決定 (Decision)	あり	全面的な拘束力を持つが、相手が特定されている決定はその対象者のみを拘束する。法律を作るのでなく既存の法律を適用・運用するために、欧州委員会によって非立法措置として採択される場合もある	・ TEEU288 ・ TFEU289	Decision - EUR-Lex
非立法措置 (non-Legislative acts)	実施規則 (Implementing acts)	なし	立法措置（規則、指令、決定）の実施条件を域内で統一する必要がある場合に定められるもの	・ TFEU291	Implementing acts - EUR-Lex
	委任規則 (Delegated acts)		立法措置（規則、指令、決定）の非本質的要素を補完・修正するためのもの	・ TFEU290	Delegated acts - EUR-Lex
	勧告 (Recommendation)	なし	EU法の解釈や内容に関する指針を提供するもの 例えば欧州委員会は、刑事事件の容疑者の権利、個々のEU加盟国の公共財政に関する政策指針、ゼロエネルギー建築の推進など、幅広いテーマで勧告を発出している	・ TEEU288 ・ TFEU289	Recommendation - EUR-Lex
	意見 (Opinion)		提案や状況に対して「こう考える」という評価・見解を示すもの 例えばEU加盟を申請する国がある場合、EU理事会は欧州委員会に対し、この申請に関する意見の提出を要請している	・ TEEU288 ・ TFEU289	Opinion - EUR-Lex

1. CBAM関連の規則、委任規則、実施規則の全体像

(参考) 欧州連合の主な機関と立法における役割

- 欧州連合条約第13条では欧州連合機関として、EU理事会、欧州議会、欧州委員会、欧州理事会、欧州連合裁判所、欧州中央銀行、欧州会計監査院の7つが示されている
- 欧州理事会が政治的方向性を示し、欧州委員会はそれをもとに立法を発議し、EU理事会と欧州議会は立法措置を決定する

日本語名称	正式名称	一般的な略語	構成員	立法に係る役割/権利	その他	用語集出所
欧州理事会	European Council	EUCO	加盟国の国家元首または政府首脳	政治的方向性を示すことによる立法の方向性誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州理事会の役割はEUの発展に向けた推進力、全体的な政治的方向性および優先事項を示すこと 	European Council - EUR-Lex
欧州委員会	European Commission	The Commission	各加盟国が1名ずつ選出した27人の委員(委員長含む)	立法発議権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州委員会は加盟国政府から完全に独立しEUの一般利益のために行動。欧州議会に対して説明責任を負う ・ 欧州委員会は特に委任規則や実施規則などの非立法行為を採択する権限を与えられる場合がある 	European Commission - EUR-Lex
EU理事会	Council of the European Union	The Council	27のEU加盟国の閣僚(議題によって閣僚は変更)	立法権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州議会と立法権を共有する ・ 欧州委員会に立法提案を求めることができる 	Council of the European Union - EUR-Lex
欧州議会	European Parliament	EP	直接選挙で選ばれた705名の議員	立法権	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU理事会と立法権を共有する ・ 欧州委員会に立法提案を求めることができる ・ 欧州委員会の委員の任命に対して承認を与えるか拒否することができ、さらに不信任決議を採択することで委員会全体を解任する権限を保有する 	European Parliament - EUR-Lex

1. CBAM関連の規則、委任規則、実施規則の全体像

(参考) Comitologyとは

- Comitologyとは、EU法が欧州委員会に対して実施規則を採択する権限を与えた場合に、EU加盟国に実施規則に対する発言権を与えるためのComitology委員会の設立を含む一連の手続きを指す。
- CBAM規則2023/956では、29条1項にCBAM委員会の設立、2項に規則182/2011の第5条を適用、つまりCBAM委員会は審査である旨が明記されている。

Comitology が適用され るケースと 手順	<ul style="list-style-type: none">Comitologyは、EU法の条文において欧州委員会が実施権限を付与されている場合に適用される。同法は欧州委員会が制定する実施規則に含まれる措置を定める際にComitology委員会の支援を受けることも規定している。Comitologyはすべての実施規則に必須というわけではなく、実施規則の一部はComitology委員会に相談せずに採択できるものもある。欧州委員会が実施規則を採択する場合、審査、諮問のいずれかの手順が適用される。 審査：特に、(i) 広く適用される措置と(ii) 潜在的に重大な影響を与える措置（税制や農業政策などの分野）で適用 諮問：通常、その他すべての実施規則で適用手順によって、欧州委員会に対する拘束力は異なる。 審査：実施規則（案）にEU加盟国の特定多数（EU加盟国の55%以上かつEU全人口の65%以上）が賛成票を投じた場合、欧州委員会はそれを採択しなければならない。特定多数が反対票を投じた場合、欧州委員会はそれを採択できない。賛成または反対のいずれも特定多数を得られなかった場合、欧州委員会はそれを採択するか、新たな修正版を提出することができる。 諮問：欧州委員会は実施規則（案）を採用するかどうかを独自に決定。決定に際してはComitology委員会の意見を「最大限考慮」
Comitology 委員会の構 成と運営	<ul style="list-style-type: none">Comitology委員会は立法者（EU理事会と欧州議会、またはEU理事会のみ）によって設置され、EU加盟国から1名の代表者が参加し欧州委員会職員が議長を務める。欧州委員会はComitology委員会に実施規則案を提出し意見を求める。委員会は年に数回、欧州委員会の施設で開催される。
控訴委員会	<ul style="list-style-type: none">欧州委員会の実施規則（案）採択が阻止された場合、特にComitology委員会が反対票を投じた場合、欧州委員会は控訴委員会に付託できる。控訴委員会はComitology委員会と同様の機能を持つが、参加する加盟国代表のレベルはより高くなる。控訴委員会が欧州委員会の提案した実施規則に反対の判断を下した場合、欧州委員会はその決定に従わなければならない。
EU理事会 と議会によ る審査	<ul style="list-style-type: none">欧州委員会の実施権限は、EU加盟国によるComitology委員会を通じたチェックに加え、欧州議会とEU理事会による補足チェックも受ける。 情報公開の権利– Comitology委員会で議論された欧州委員会のすべての活動案は、欧州議会とEU理事会に同時に公開される 審査権– 欧州委員会の措置が通常の立法手続きによって可決された立法に関連する場合、欧州議会および／またはEU理事会は、実施規則（案）が当初の法で定義された委員会の権限を超える場合、異議を申し立てることができる。欧州委員会はこの意見を踏まえて実施規則（案）を審査し、維持、修正、または撤回のいずれかを決定する義務を負う。

1. CBAM関連の規則、委任規則、実施規則の全体像

(参考) 第1回CBAM委員会の参加メンバー

- CBAM委員会には財務省、環境省、エネルギー省を主体として各国から様々なメンバーが参加している。

加盟国	参加組織リスト	加盟国	参加組織リスト
オーストリア	<ul style="list-style-type: none"> 連邦財務省(Federal Ministry of Finance) 	イタリア	<ul style="list-style-type: none"> 環境・エネルギー安全保障省(Ministry of Environment and Energy Security) 財務相／税関庁／金融警察(Finance/Customs Agency/Guardia di finanze)
ベルギー	<ul style="list-style-type: none"> 公衆衛生・食品安全・環境総局(SPF Santé publique, sécurité de la chaîne alimentaire et environnement) 	ラトビア	<ul style="list-style-type: none"> 気候・エネルギー省(Ministry of Climate and Energy)
クロアチア	<ul style="list-style-type: none"> 経済・持続可能な開発省(Ministry of Economy and Sustainable Development) 	リトアニア	<ul style="list-style-type: none"> 国税監督局(State Tax Inspectorate)
キプロス	<ul style="list-style-type: none"> 環境省(Ministry of the environment) キプロスEU常駐代表部(Permanent Representation of Cyprus to the EU) 	ルクセンブルク	<ul style="list-style-type: none"> 環境・気候・持続可能な開発省(Ministère de l'Environnement, du Climat et du Développement durable)
チエコ共和国	<ul style="list-style-type: none"> 環境省(Ministry of the Environment) 	マルタ	<ul style="list-style-type: none"> 税関当局(Customs administration) マルタ資源庁(Malta Resources Authority)
デンマーク	<ul style="list-style-type: none"> 税務省(Ministry of Taxation) 	オランダ	<ul style="list-style-type: none"> 財務省(Ministry of Finance)
フィンランド	<ul style="list-style-type: none"> 税務当局(Tax Administration) 	ポーランド	<ul style="list-style-type: none"> 排出管理国家センター(National Centre for Emissions Management)
フランス	<ul style="list-style-type: none"> 財務総局(Direction Générale du Trésor) エネルギー移行省(Ministère pour la transition énergétique) 	ポルトガル	<ul style="list-style-type: none"> ポルトガル環境庁(Portuguese Environment Agency)
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> 連邦財務省(Federal Ministry of Finance) ヘッセン州財務局(OFD Hessen) ドイツ排出量取引当局(German Emissions Trading Authority) 	ルーマニア	<ul style="list-style-type: none"> 財務省(Ministry of Finance) ルーマニアEU常駐代表部(Permanent Representation of Romania to the EU)
ギリシャ	<ul style="list-style-type: none"> ギリシャEU常駐代表部(Permanent Representation of Greece to the EU) 	スロベニア	<ul style="list-style-type: none"> 財務省(Ministry of Finance) 環境・気候・エネルギー省(Ministry of the Environment, Climate and Energy)
ハンガリー	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー省(Ministry of Energy) 国税・税関庁(National Tax and Customs Administration) 	スペイン	<ul style="list-style-type: none"> 生態移行・人口課題省(Ministry for the Ecological Transition and the Demographic Challenge)
アイルランド	<ul style="list-style-type: none"> 税務委員会事務局(Office of the Revenue Commissioners) 環境保護庁(Environmental Protection Agency) 	スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> スウェーデン税務庁(Swedish Tax Agency)

2. 委任規則（採択済）および実施規則案（非公式文書）の詳細

2-1. 無償割当調整に関する実施規則案

2-1. 無償割当調整に関する実施規則案

CBAMコストの算定に必要となる各数値の公表予定状況

- CBAMコストの算定に必要となる各要素については、それぞれ実施規則が近日中に採択見込み。一部の規則案については、非公式の草案が現在出回っている状況である。

- ✓ 非公式の実施規則草案が出回っている（EY整理No.9）
- ✓ 証書価格は、ETS排出枠の四半期平均価格（2026年）／週平均価格（2027年～）に基づくとされている

CBAMコスト = CBAM証書価格 × CBAM証書の必要量



CBAM証書の必要量 = 埋込排出量（体化排出量）合計 - 無償割当調整 - 第三国で支払われた炭素価格

- ✓ 実施規則が2025年第4四半期に採択見込み（EY整理No.4）
- ✓ 同規則に含められる見込みの国別デフォルト値については、非公式の草案が出回っているとの情報もあり

- ✓ 実施規則が2025年第4四半期に採択見込みだが、非公式の草案が出回っている（EY整理No.3）
（☞次ページ以降で詳述）
- ✓ ただし、ベンチマーク値の確定は2026年のETSベンチマーク見直し後となる見込み

- ✓ 実施規則が2026年第1四半期に採択見込み（EY整理No.5）

2-1. 無償割当調整に関する実施規則案

無償割当調整（Free Allocation Adjustment）の導入根拠と算定方法

- 実施規則案およびそのAnnexには無償割当調整の導入根拠、算定方法、CBAMベンチマークに関する情報が記載されている。

導入根拠	規則2023/956 の第31条第1項は、 <u>CBAM 証書の必要量を、EU ETS の無償割当の程度を反映するように調整</u> することを求めている。欧州委員会はこの調整（「無償割当調整」）の算定に関する詳細な規則を定める実施法を採択する。
算定方法	無償割当調整は以下の 4 点を考慮することで算定する <ul style="list-style-type: none">✓ <u>輸入品の数量</u>✓ <u>EU ETSにおける無償排出枠総量のクロスセクター補正係数</u>✓ <u>指令 2003/87/EC 第10a条で定められた関連CBAM係数</u>✓ <u>対象製品に関する EU ETS ベンチマークを組み合わせた値(CBAMベンチマーク)</u>
CBAM ベンチマークの 設定方法	<ul style="list-style-type: none">✓ <u>同種製品のEU ETS製品ベンチマークがある場合はそれを用いてCBAMベンチマークを算定</u>✓ <u>同種製品のEU ETS製品ベンチマークがない場合は、EU ETSで2021～2025年に設定された複数のフォルバックベンチマーク(*)の平均値を関連製品グループの基準データとして利用し暫定CBAMベンチマークを算定</u>✓ 複雑な製品のCBAMベンチマークを決めるときは、原料の種類や量を、既存の排出量デフォルト値の前提に合わせて調整✓ CBAM下で該当する製品がEU ETSと同様に公平に扱われることを確保するため、一次および二次アルミニウム、ならびに高炉、直接還元（DRI）、電気炉（EAF）ルートに基づく粗鋼について、生産ルート別の値を決定 <p>* 製品ベンチマークが存在しない場合の代替基準値</p>

2-1. 無償割当調整に関する実施規則案

無償割当調整（Free Allocation Adjustment）の算定式

- 無償割当調整は、「特定の埋込無償割当量」（SEFA）を基に算定される。埋込排出量の算定が実排出量に基づくかデフォルト値に基づくかを踏まえて、SEFAの算定方法も大きく2通りに分かれる。

【略称一覧】

- FAA: free allocation adjustment
(無償割当調整)
- SEFA: specific embedded free allocation
(特定の埋込無償割当量)
- SFA: process-level specific free allocation
(プロセスレベルでの特定の無償割当量)

無償割当調整(FAA)の算定式【Annex-Point2】

$$FAAg = SEFAg,y \cdot Mg$$

項目	単位	定義（翻訳）
FAAg	t-CO2e	製品 g の無償割当調整
SEFAg,y	t-CO2e/ton-製品g	報告年 y における製品 g の特定の埋込無償割当量
Mg	ton-製品g	CBAM申告が適用される年に輸入された製品gの質量

実排出量に基づく、特定の埋込無償割当量(SEFA)の算定 【Annex-Point3】

単純な製品の場合【Annex-3.1,3.2】

$$SEFAg,y = SFAProc_{g,y} = CBAMy \cdot CSCFy \cdot BMg^*$$

項目	単位	定義（翻訳）
SFAProc _{g,y}	t-CO2e/ton-製品g	製品 g の生産プロセスに関する、報告年 y におけるプロセスレベルの特定無償割当
CBAMy	無次元	報告年 y に対応するCBAM係数（2026年は97.5%、その後毎年減少し2034年には0%）
CSCFy	無次元	報告年 y に対応するクロスセクター補正係数（委任規則 (EU) 2019/331、指令 2003/87/EC 参照）
BMg*	t-CO2e/ton-製品g	製品 g の生産プロセスに関するCBAMベンチマーク値 【Annex-Point5, ColumnA】

複雑な製品の場合【Annex-3.1,3.3】

$$SEFAg,y = SFAProc_{g,y} + \sum_{i=1}^n mi,y \cdot SEFAi,yi'$$

項目	単位	定義（翻訳）
SFAProc _{g,y}	t-CO2e/ton-製品g	（※左記「単純な製品の場合」と同様）
mi,y	t/t	報告年 y に1トンの製品 g を生産するために消費される前駆体 i の特定の質量
SEFAi,yi'	t-CO2e/ton-前駆体i	報告年 yi' における前駆体 i の特定の埋込無償割当量

デフォルト値に基づく、 特定の埋込無償割当量(SEFA)の算定 【Annex-Point4】

$$SEFAg,y = CBAMy \cdot CSCFy \cdot BMg$$

項目	単位	定義（翻訳）
CBAMy	無次元	（※左記「単純な製品の場合」と同様）
CSCFy	無次元	デフォルトのCBAMベンチマーク値
BMg	t-CO2e/t	【Annex-Point5, ColumnB】

排出量算定に含むべき前駆体すべてについて、SEFAを算定し合算する必要がある

2-1. 無償割当調整に関する実施規則案

CBAMベンチマーク値

- 「特定の埋込無償割当量」(SEFA) の算定に用いられるCBAMベンチマーク値は、埋込排出量の算定が実排出量に基づくかデフォルト値に基づくかによって異なる値を使用する。

実排出量を使用する場合のCBAMベンチマーク値 選択ルール【Annex-5.2】

(※製品毎に規定されているが、以下は鉄鋼製品の場合)

適切な生産ルート／組成を選択するにあたっては、同一の集約品目カテゴリーに属する製品の総生産量を参照して、以下のルールを適用する：

報告期間において生産／使用される粗鋼の 50%超（質量ベース）の供給源	選択すべき生産ルート
スクラップ	スクラップ/EAF (スクラップ・電気アーク炉)
DRI (直接還元鉄)	DRI/EAF (直接還元鉄・電気アーク炉)
高炉または溶融還元ルート	BF/BOF (高炉・転炉)
上記3つのルートのいずれも50%を超えない 場合	3つのうち最も寄与率の高い生産ルート

デフォルト値を使用する場合のCBAMベンチマーク値 選択ルール【Annex-5.1】

- 最終製品または前駆体の「特定の埋込無償割当量」(SEFA) を決定するためにデフォルト値を使用する場合、その製品または前駆体の原産国について、実施規則XX/XXX [方法論] の附属書XXX（※原文ママ）に示されているものと同じ生産ルートを使用するものとする（EY整理No.4が該当）
- 同一のCNコードに対して鋼材の異なる合金グレードが表に記載されている場合、該当する生産年における最も高いベンチマーク値を使用する

2-1. 無償割当調整に関する実施規則案

CBAMベンチマーク値

- 鉄鋼製品の暫定CBAMベンチマーク値の例（一部品目のみを抜粋して例示）

CNコード	品目	Column A (実排出量に基づく場合) BMg* [tCO2e/t]	Column B (デフォルト値に基づく場合) BMg [tCO2e/t]
72011011	Non-alloy pig iron in pigs, blocks or other primary forms, containing by weight <= 0,5% phosphorus, >= 0,4% manganese and <= 1% silicon	1.288	1.511
72081000	Flat-rolled products of iron or non-alloy steel, of a width of >= 600 mm, in coils, simply hot-rolled, not clad, plated or coated, with patterns in relief directly due to the rolling process	0.067	1.530 (C) 1.033 (D) 0.288 (E)
72241010	Ingots and other primary forms, of tool steel	1.279	3.015 (F)(1) 2.559 (G)(1) 1.938 (H)(1) 2.714 (J)(1) 2.988 (F)(2) 2.532 (G)(2) 1.911 (H)(2) 2.642 (J)(2)

複雑な製品（p.17参照）について実排出量を算定する場合、前駆体を含む複数のプロセスそれぞれについて無償割当量を個別に算定し合算する必要がある（一つの最終製品に対し複数のベンチマーク値を用いる）。

デフォルト値は、前駆体を含む全プロセスを包含した値が設定されている（一つの最終製品に対し一つのベンチマーク値を用いる）。そのため、Column Aのベンチマーク値と単純に比較することはできない。

【定義】

- BMg* : 「製品gを生産する生産工程に関するCBAMベンチマーク」
- BMg : 「デフォルトCBAMベンチマーク」
- 上記ベンチマークはいずれも暫定版（2021～2025年のEUETSベンチマークをベース）。2026～2030のEUETSベンチマークが利用可能になり次第最終化

(C) BF/BOFによる炭素鋼
(D) DRI/EAFによる炭素鋼
(E) Scrap/EAFによる炭素鋼

(F) BF/BOFによる低合金鋼
(G) DRI/EAFによる低合金鋼
(H) Scrap/EAFによる低合金鋼
(J) EAFによる高合金鋼

(1) 2026-27年の製品に適用される値
(2) 2028-30年の製品に適用される値

2-1. 無償割当調整に関する実施規則案

(参考) EU ETSとCBAMベンチマークの関係

- 一部の品目においてはEU ETSベンチマークの値をそのまま活用している。

EU ETS ベンチマーク		CBAMベンチマーク			
		CNコード	品目	Column A (実排出量に基づく場合) BMg* [tCO2e/t]	Column B (デフォルト値に基づく場合) BMg [tCO2e/t]
Sintered Ore	0.157	26011200	Agglomerated iron ores and concentrates (excl. roasted iron pyrites)	0.157	0.157
Hot metal	1.288	72011011 72011019 72011030 72011090 72012000 72015010 72015090	Non-alloy pig iron in pigs, blocks or other primary forms, containing by weight <= 0,5% phosphorus, >= 0,4% manganese and <= 1% siliconなど	1.288	1.511
[Primary] Aluminium	1.464	76011010 76011090 76012030 76012040 76012080	Aluminium slabs, not alloyed, unwroughtなど	1.464 (K) 0.139 (L)	1.464 (K) 0.139 (L)

(K)…primary Aluminium

(L)…secondary Aluminium

2-2. 体化排出量の検証に関する委任規則および実施規則案

委任規則「検証者に対する認定付与の要件」 1/2

- 欧州委員会は2025年11月20日、検証に関する委任規則"conditions for granting accreditation to verifiers"を採択。
- 本規則は、国家認定機関の認定を受けた検証者がCBAM対象製品の排出量を検証することを前提に、検証者の認定要件や認定取消事由等を定めており、EU ETSの検証要件とも整合させることで認定機関や検証者の負担軽減を図っている。
- EU域外の検証者を増やし、事業者がそのサービスを利用できるようにするために、EU域外の法人も域内のいずれかの国家認定機関に申請を行うことが可能とされている。

章立て	主な条文内容
第1章 一般規定	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1条 定義 (各用語の定義を記載)
第2章 認定の付与・取消	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2条 国家認定機関による評価の範囲 国家認定機関は、認定を申請する法人または検証者が以下の要件を満たしているか評価する (a) 附属書IIセクション1に規定する能力要件を満たしている (☞次ページ参照) ● 第10条 評価者の能力要件 国家認定機関は、評価を実施するために任命された人物が以下のスキルまたは知識を有していることを確認する (a) 本規則に従った認定、検証活動、および体化排出量の監視と計算に関する知識
第3章 認定検証者の 管理・監督	<ul style="list-style-type: none"> ● 第13条 管理の一般的な要件 国家認定機関が、検証者が本規則、規則(EU) 2023/956または実施規則に定められた要件を満たしていないと判断した場合、国家認定機関は、認証の一時停止または取り消しを含む必要な措置を講じなければならない ● 第17条 情報交換と協力 第1項 各加盟国は、第18条から第21条に従い、自国の国家認定機関と管轄当局との間で効果的な情報交換と協力を確立するものとする
第4章 認定機関の 相互承認・相互評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 第23条 検証者の相互承認 第1項 加盟国および管轄当局は、第24条に従い相互評価を経た国家認定機関が提供するサービスの同等性を認めるものとする。加盟国及び管轄当局は、認定証明書を受理し国家認定機関によって認定された検証者の検証報告書を認めるものとする

委任規則「検証者に対する認定付与の要件」 2/2

- 本規則第2条のとおり、国家認定機関が検証者を評価するにあたっての検証者の能力要件が附属書IIに定められている。
- 検証に従事する人員に対する能力の検証プロセスや、監査人と独立審査員の能力要件、検証活動の手順などについて定められている。

章立て	主な条文内容
1.1 能力検証プロセス	<ul style="list-style-type: none"> 検証者は、検証活動に従事するすべての人員が必要な能力を備えていることを保証するための検証プロセスを確立し、担当者の能力が維持されていることを定期的（最低年1回）に確認する。
1.2 監査人の能力要件	<ul style="list-style-type: none"> 各検証業務において、検証者は主任監査人1名と監査人複数で構成される検証チームを編成するものとする 主任監査人は、監査人の能力要件を満たし、英語で効果的にコミュニケーションできる能力を有している必要がある
1.3 独立審査員の能力要件	<ul style="list-style-type: none"> 独立審査員は、監査人の能力要件を満たし、英語で効果的にコミュニケーションできる能力に加えて、内部検証文書の完全性や、検証報告書案の結論を裏付けるのに十分な情報が提供されているか評価する能力を有している必要がある
1.4 技術専門家の関与	<ul style="list-style-type: none"> 検証活動を実施するにあたり、検証者は監査人が検証活動を行う上で必要な知識を得るために、検証の技術専門家による支援を要請することができる
1.5 検証活動の手順	<ul style="list-style-type: none"> 検証活動は、整合規格「適合性評価 - 妥当性確認および検証機関に対する一般原則および要求事項 (ISO/IEC17029:2019)」に準拠する必要がある
1.6 記録と情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 検証者は、検証活動に従事するすべての人員の能力および公平性に関して、本規則の遵守を証明するための記録を維持し管理する 検証者は、定期的に事業者およびその他の関係者に情報を提供しなければならない
1.7 公平性・独立性	<ul style="list-style-type: none"> 検証者は、事業者、規則(EU)2023/956第11条(1)に基づいて指定された権限のある当局、欧州委員会から独立している必要があり、検証活動の実施において公平性を保ち、公益のために検証を実施しなければならない

実施規則案「申告された体化排出量の検証の原則」

- 実施規則案“principles for verification of declared embedded emissions”では、体化排出量の検証に関する原則が定められている。EU ETSに適用される手続きとの整合性を確保しつつ、CBAMの特性も考慮されている。
- 前文において以下の原則が提示されているほか、第5条では、排出量の検証に係る重要性レベルを5%*と定めている。
 - 検証対象となる最初の年には、すべての場合に物理的な現地訪問が必要である。
 - 前年に物理的な現地訪問を実施しており、かつ検証の信頼性が損なわれない場合に限り、物理的な現地訪問をバーチャルな訪問で置き換える、または訪問を省略することができる（少なくとも2年ごとに物理的な現地訪問が必要）。
 - 検証者が物理的な現地訪問をバーチャルな訪問で置き換える、または訪問を省略する決定は、主管当局の承認を必要としない。
 - 輸入される電力や製品の生産に使用される電力に関しては、検証の複雑性が低いため、物理的な現地訪問をバーチャルな訪問に置き換える柔軟性を追加的に認めるべきである。

章立て	主な条文内容
第1条	定義
第2条	物理的な現地訪問およびその代替
第3条	物理的現地訪問義務の免除の条件
第4条	重大で異常かつ予見不可能な状況によるバーチャル訪問の条件
第5条	重要性レベルおよびその他のパラメータ
第6条	検証報告書の形式
第7条	発効および適用

第5条 重要性レベルおよびその他のパラメータ

- 検証対象の報告期間における報告データの記載誤りについて評価する際、検証者は、CNコードで識別される対象製品について、以下の重要性レベルを適用する：
 - 体化排出量の合計の **5%**
 - 無償割当の合計の **5%**
- 検証者は、記載誤りや不適合が、その規模や性質に基づいて重要であると見なされるべきかどうかに関して、以下の場合には専門的判断を用いるものとする：
 - 第1項で定める重要性レベルを下回る記載誤り（単独または他の記載誤りと合算した場合）
 - 第1項で言及されていないパラメータ

*重要性レベル（materiality level）：EUETSの実施規則（2018/2067）では「誤記が単独でまたは他の誤記と集計された場合に検証者によって重要と見なされる定量的な閾値またはカットオフポイント」と定義
European Union Law, https://eur-lex.europa.eu/eli/reg_impl/2018/2067/oj/eng, 2018年12月19日

2-3. CBAM証書価格の計算・公表に関する実施規則案

実施規則案 「CBAM証書価格の計算および公表」

- 実施規則案によるとCBAM証書価格は2026年は四半期ごとに2027年以降は週ごとに算定される。その際、EU ETS排出枠のオークション清算価格を取引量に応じて加重平均した値が用いられる。
- 算定されたCBAM証書の価格は、欧州委員会ウェブサイトおよびCBAM登録簿にて公開される。

		2026年	2027年以降
CBAM証書価格の算定方法	算定頻度	• 四半期ごと(1条1項)	• 週ごと(5条1項)
	算定タイミング	• 翌四半期の最初の週に算定(1条2項)	• 当該週内に算定(EU規則 2025/2083 第21条第1項、EU規則 2023/956 第21条第2項 ^{*2})
	算定ルール	<ul style="list-style-type: none"> すべてのオークション (common auction platform及びopt-out auction platform) における排出枠の清算価格を考慮(1条3項、5条2項) オークション清算価格の平均値はオークションされた排出枠の量で加重平均(1条4項、5条3項) CBAM証書価格はユーロで算定し小数点以下3桁を四捨五入 (1条5項、5条4項) 	
CBAM証書価格の公開場所とタイミング	ウェブサイトでの公開	<ul style="list-style-type: none"> 算定した週の翌週最初の営業日に欧州委員会のウェブサイトで公開(4条1項、8条1項) 	
	CBAM登録簿での公開 ^{*1}	<ul style="list-style-type: none"> 2026年第3四半期以降、2026年の四半期価格をCBAM登録簿で公開(4条2項) 	<ul style="list-style-type: none"> 価格適用初日^{*2}にCBAM登録簿で公開(8条2項)

*1:CBAM登録簿内のアカウントでCBAM証書の価格を直接参照可能とすることで、CBAM財務負債の管理が容易になるほか、購入・再購入プロセスの改善および共通中央プラットフォームとCBAM登録簿間の情報照合の強化によるセキュリティ向上が期待できる

*2 : EU規則[2025/2083](#) 第21条第1項、EU規則[2023/956](#) 第21条第2項から算定タイミングは週内、価格適用初日は公表日の翌営業日と解釈される

3. 他国のCBAM関連の進展状況（タイ）

3. 他国のCBAM関連の進展状況（タイ）

タイ版CBAMの検討状況 1/2

- 2025年12月2日、タイ版CBAMの導入が規定されている気候変動法案が内閣により承認された。
- 今後、下院および上院での審議が行われ、国王による署名をもって法制化される見込みである。

気候変動法案の構成

第1章 総章
第2章 タイの気候変動行動目標
第3章 国家気候変動政策委員会
第4章 気候基金
第5章 国家気候変動対応マスターplan
第6章 温室効果ガス情報、国家温室効果ガス勘定
第7章 温室効果ガスの削減
第8章 温室効果ガス排出権取引制度
第9章 国境炭素価格調整メカニズム
第10章 炭素税
第11章 カーボンクレジット
第12章 気候変動への適応
第13章 気候変動及び環境に配慮した経済活動のタクソノミー基準
第14章 罰則
経過措置

出典：いずれもタイ語を機械翻訳して内容確認。

タイ天然資源・環境省 気候変動環境局、「[気候変動法案](#)」、2025年2月18日

タイ天然資源・環境省 気候変動環境局、「[気候変動法案の本質まとめ](#)」、2025年2月18日

気候変動法案の審議状況

- 気候変動法案は2024年2月に第1版が公開され、第1次パブコメを経てタイ版CBAMの条文が追加された第2版が2024年11月に公開された。2025年12月には、内閣により法案が承認されたことが発表された。
 - 2024年 2月 気候変動法案第1版（169条）開示 & 第1次パブコメ募集
 - 2024年11月 気候変動法案第2版（202条）開示 & 第2次パブコメ募集
 - 2024年12月 第2次パブコメを反映させた調整稿（202条）を国家気候変動委員会が承認済
 - 2025年12月 内閣が気候変動法案を承認
- ↓
- 今後のステップ 下院/上院審議→国王署名→法制化

出典：法令委員会、「[気候変動法案](#)」、2024年11月

NBT Connex、「[国家気候変動委員会が気候変動法案を承認](#)」、2024年12月20日

タイ政府、「[内閣による気候変動法の承認発表](#)」、2025年12月2日

3. 他国のCBAM関連の進展状況（タイ）

タイ版CBAMの検討状況 2/2

- 気候変動法案におけるタイ版CBAM関連条文は100-117条、192条、202条である。その内容は大枠を定めるのみのため、**対象製品などの詳細は別途省令にて対応することになる。**

気候変動法案におけるタイ版CBAM関連の条文

第9章 国境炭素価格調整メカニズム

第1部 監督体制(100-101条)

環境気候変動局は委員会の監督下で、CBAM の登録簿・会計・データシステムを整備し、関係機関の能力強化や助言を行う。

第2部 登録と報告(102-110条)

省令で指定された輸入品の輸入業者は、事前登録し、各品目の 製造段階における温室効果ガス排出量を毎年報告する義務を負う。

第3部 明書の購入と減免(111-114条)

輸入業者は報告排出量と同量の炭素価格調整証書を購入/提出する。価格は①当該年度の ETS 競売による平均排出枠価格、②ETS 無償枠の割合を基に算定。生産国で既に炭素価格を支払っている場合は、省令基準に従い控除を申請できる。

第4部 通関条件(115-116条)

CBAM 登録が完了していなければ、税関保管区域から輸入品を搬出できない。税関は輸入量・原産国等のデータを局へ提供する義務を負う。

第5部 不服申し立て(117条)

登録取消しや証書数量の決定に不服がある輸入業者は、所定期間内に総局長へ異議申立てが可能。

第14章 執則、経過規定

罰則(192条)

炭素価格調整証明書の価格を支払わない者は、軽犯罪の罪を犯したことになり、500万バーツ以下または、当該行為から得た利益の3倍のいずれか高い方を支払う。

経過措置(202条)

制度開始から最初の2年間は輸入者の炭素価格調整証明書の支払義務を免除し、負担を緩和する。

出典：いずれもタイ語を機械翻訳して内容確認。

タイ天然資源・環境省 気候変動環境局、「[気候変動法案](#)」、2025年2月18日

タイ天然資源・環境省 気候変動環境局、「[気候変動法案の本質まとめ](#)」、2025年2月18日